

第27回 内閣府独立行政法人評価委員会 国民生活センター分科会

- 1 日 時：平成23年4月5日（火） 14：01～14：52
- 2 場 所：内閣府消費者委員会大会議室1
- 3 出席委員：山本分科会長、伊集院分科会長代理、大河内委員、沼尾委員、長岡委員
- 4 議事次第：
 1. 開会
 2. 議題
 - (1) 各事業年度の業務の実績に関する評価基準について
 - (2) 平成22年度業務実績項目別評価表（案）及び総合評価表（案）について
 - (3) 役員退職金に係る業績勘案率について
 - (4) その他
 3. 閉会

<配布資料>

- 資料1 : 独立行政法人国民生活センターの各事業年度の業務の実績に関する評価基準
- 資料2 : 独立行政法人国民生活センター平成22事業年度業務実績項目別評価表（案）
- 資料3 : 独立行政法人国民生活センターの平成22事業年度における業務実績の総合評価表（案）
- 資料4 : 独立行政法人国民生活センターの役員の退職金について
- 参考1 : 平成21年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について
- 参考2 : 内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について
- 参考3 : 独立行政法人評価委員会及び国民生活センター分科会の開催予定

午後2時01分 開会

○山本分科会長 それでは、皆様、大変な時期にお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

時間でございますので、ただいまから内閣府独立行政法人評価委員会第27回国民生活センター分科会を開催いたします。内閣府独立行政法人評価委員会令第6条の定足数の要件を満たしていることを確認させていただきます。

まず最初でございますが、当分科会の委員であり、内閣府独立行政法人評価委員会の委員長も長くお務めいただいております大森委員が、2月14日をもちまして任期満了となりまして、お引きになるということになりました。そこで本分科会では、新たに沼尾委員に就任していただくことになりました。つきましては、沼尾委員から一言、ごあいさつをいただければと思います。よろしく申し上げます。

○沼尾委員 皆さん、こんにちは。日本大学の沼尾と申します。微力ではございますが、お手伝いさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。

引き続き、事務局から本日の配布資料につきまして、説明をお願いいたします。

○石田課長補佐 資料でございますけれども、資料1という形で、A4、2枚のものと、資料2という形で独立行政法人国民生活センター平成22事業年度業務実績項目別評価表（案）、これはA3を折り込んだ形で全部で6ページにわたっております。それと資料3、独立行政法人国民生活センターの平成22事業年度における業務実績の総合評価表（案）、これはA3を折り込んでおりますが、これは2ページにわたっております。そのほかに資料4といたしまして、独立行政法人国民生活センターの役員の退職金についてという形で、A4で12ページになっております。そのほかに参考資料でございますけれども、平成21年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見についてという形で、A4でございますが21ページになっております。そのほかに参考2でございますが、内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についてという形で、A4、3ページになっております。そのほかに参考3、独立行政法人評価委員会及び国民生活センター分科会の開催予定、これはA4、1ページになっております。そのほかに、座席表も席上に配布させていただいております。資料としては以上でございます。

そのほかに、マイクの扱いにつきましてもご説明させていただきますが、お話しいただくときに、このtalkというところのボタンを押していただき、話し終えた後にもう一度押していただくという形をお願いできればと思っております。よろしく申し上げます。

○山本分科会長 それでは資料等につきまして、欠けているということが万一ございましたら、どうぞお申し出いただきたいと思っております。

それでは議題に入りたいと思っております。お手元の議事次第に示しておりますように、まず最初の議題といたしましては、各事業年度の業務の実績に関する評価基準についてでございます。資料1、独立行政法人国民生活センターの各事業年度の業務の実績に関する評価

基準というものがお手元に配布されているかと思えます。これにつきましては、前年度と
いいですか、もうずっとこの基準でやってきておりまして、ただ、必要に応じて見直すこ
ととされております。したがって、前年度の評価結果、あるいはこれまでのご経験から、
ここは改めたほうが良いというようなご意見がございましたら、お申し出いただきたいと
思います。いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、特段ご意見がないということで、各事業年度の業務の実績に関する評価基準
につきましては、資料1の原案のとおり承認されたことといたしたいと思えますが、よろ
しいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○山本分科会長 どうもありがとうございます。これは私どものこの夏の作業において、
この基準をもって、このルールに従って評価していくということでもありますので、これま
で何度もご経験のある委員の皆様も、また今回新たにお加わりいただいた委員の方も熟読
の上、この基準に照らして今後の作業を進めていただきますので、どうぞよろしく願い
いたします。

次に議題の2といたしまして、平成22事業年度業務実績評価項目別評価表(案)、それ
から総合評価表(案)について、お諮り申し上げます。

これにつきましても、お手元に資料が配布されていると思えますので、事務局のほうか
ら、まず資料のご説明をお願いいたします。

○林課長 それでは配布させていただきました資料に基づきまして、私のほうからご説明
させていただきます。

まず、項目別の評価表でございます。今ほどご了承いただきました資料1の評価基準を
ご覧いただきますと、項目別評価、それから総合評価それぞれについて、どういうふうに
これから行っていくのかという基準が決められておりまして、その中に評価方法という、
Ⅱの1.のところですが、この実施状況について評価を行う項目別評価と、それから項目
別評価等を考慮して総合的評価する総合評価と、この2つで行います。

2. をご覧いただきますと、項目別評価につきましては、中期計画に定められました各
項目に対応する年度計画の項目ごとに、それに即して評価を行っていくということになっ
ております。このために項目別評価表、何列かに分かれて記載がございますけれども、一
番左の中期計画の各項目は当然のことながら中期計画に定められた項目を落とし込んでお
ります。次の欄、評価項目につきましては、国民生活センターの定めました平成22年度の年
度計画、ここで具体的に定められました各項目、これを併記しております。それに即しま
して指標を定めると、こういう構成になっております。

お手元の資料、黒字の部分、赤字の部分が分かれておるかと思えます。赤字の部分が21
年度から22年度への推移に伴いまして、年度計画上、改められたもの、これに対応して指
標を見直しをしたものでございます。この変更点を中心にご紹介させていただきたいと思

います。

まず1ページ目をご覧くださいますと、2. (1)、消費生活情報の収集・分析・提供に関連いたしまして、P I O-N E Tの項目が修正されております。これはいずれも、平成22年度から供用開始をいたしましたP I O-N E T2010、この配備状況、運営状況の変化に伴いまして、見直しを行ったものでございます。簡単にご紹介させていただきますと、まず、①のP I O-N E Tの刷新等につきましては、平成22年度当初から運用開始をしておりますので、そのことを前提にシステムの改善状況や、その内容というのを指標に置いております。

それから、次のポツでございませうけれども、ここにつきましても追加配備——当初、21年度はこれが最初ということになったわけですが、既に追加配備を始めておりますので、その調査を実施して、さらなる追加配備を行うというふうに、計画上も見直しをされております。

それから次のポツでございませうけれども、22年度は都道府県や政令市の消費者行政担当部局——いわゆる消費生活センターではない、県市の本課と言われているところで、P I O-N E T2010が利用できるように回線敷設などの環境整備を図るというふうに計画上なっております、これを前提に地方公共団体間ではL G W A Nという地方政府のネットワークがございませうので、これを介して、P I O-N E Tを接続できる、その接続状況を指標としてとらえていこうという形で見直しをしております。

続いて、2ページ目をご覧くださいますと、同様にP I O-N E Tにつきましては、今はキーワードを通じて検索をするということを前提にしておるわけですが、これは情報通信技術、情報システムに関する技術の進展に伴いまして、テキストマイニングと言われるような、そこをもう少し自由度の高い検索技術というものが出てきておりますので、こういった新しい最新の検索技術の動向に関する情報の収集、調査を行うというのを評価項目に立てておまして、その調査の実施状況というのを指標に置かせていただいております。

次に、その下の欄、早期警戒指標の整備ということでございませうけれども、これにつきましても、早期警戒指標というのを整備いたしまして、22年度はこの消費者被害の規模とか内容あるいはその深刻度というのを、より早く分析ができる早期警戒情報システムというのを構築して、この消費者行政担当部局で運用していただくということを計画上、設けておまして、これに伴いまして、この早期警戒情報システムの運用状況というのを指標に置かせていただいております。

次に③の事故情報データベースの関係でございませうけれども、これも平成22年度は事故情報データベースの安定的な運用を図るということ、それから消費者庁との協議を踏まえてシステムの改善を図っていくといったことを計画上、盛り込んでおりますので、指標についてもデータベースの改善状況ですとか、その内容というのを置かせていただいております。

また、インターネットを活用した事故情報の収集というのも計画上、記載してございませう

すので、この事故情報の収集状況というのを指標に置かせていただいております。

その2つ下の欄も同様の見直しを行っております。

それから、次に3ページ目をご覧くださいと思います。ここでは、広報啓発の関係の業務について若干の見直しをしております。2つ目の欄に、「くらしの豆知識」に関する記述がございますけれども、これについては、視覚障害者のデジ版を作成するというのが計画上設けられておまして、これにあわせて、「くらしの豆知識」の発行実績と、このデジ版の作成状況というのを指標に置かせていただいております。

それから、少し真ん中より下の欄に、土日祝日の相談というものに関する記述がございます。これについては、平成21年度から、この土日祝日相談というのを国民生活センターで実施しておりますけれども、その位置づけを明確にするために土日祝日に——本来的にはこれは自治事務なので、県市にやっていただかなければいけない事務であるわけですが、現実として相談窓口が開所できていない消費生活センターがございます。これを補完するために土日祝日相談を実施するということが計画上、明記されておりますので、これにあわせて、指標につきましても、土日祝日相談の実施状況というのを指標として置かせていただきました。

それから2つ下の欄、ADR、裁判外の紛争解決手続の実施について、これもちょっと形式的な記述の見直しですが、従来「国民生活センター法の改正を踏まえ」という記述が入ってございましたけれども、改正後年月がたちましたので、その記述は整理させていただきました。

続いて4ページ目をご覧くださいと思います。ここでのPIONETの刷新に伴います記述の見直しがございます。3つ目の箱の中ですが、PIONET端末の追加配備をしております。これを活用して緊急的な情報を伝達するために、消費生活センターに緊急情報を消費者行政フォーラム——これはPIONET上のコーナーですけれども、ここに掲載するという事は従来もございました。これに毎月2回という、ある種の目標と言いますか、そういったものを加えて計画上、明らかにしております。これを受けまして、指標につきましても、消費生活相談緊急情報の掲載回数というものを指標として挙げさせていただきます。

その次の欄も同様のものがございますので、この消費者行政フォーラムを活用しまして、製品関連の事故情報というものを毎月掲載をするということが計画上設けられておりますので、この製品関連事故情報の掲載回数というものを指標で挙げさせていただきます。また、消費者行政フォーラム全体の評価をするために、消費者行政フォーラムでの掲載状況というものを挙げさせていただきます。

続いて5ページ目をごらんいただきたいと思います。ここでは、真ん中ほどの欄、消費者・企業向け研修のところ、従来、市場化テストを導入するということがございました。これにつきましても、そもそも市場化テストを21年度はやるということになっておりましたので、その手続的な記述がございましたけれども、22年度におきましては、この官民競

争入札の結果が出ておりますので、この入札テストの、官民競争入札の結果を受けて、国民生活センターで検証を実施するということが計画上盛り込まれております。これを受けて、指標につきましては、研修の内容及び実施状況というものを挙げさせていただきました。

最後に6ページ目をご覧いただきたいと思います。一番上の地方公共団体に対する支援というのがございます。これは21年度から始まりました地方の集中育成強化期間、これに伴う国民生活センターの支援というものが位置づけられておまして、21年度は1年目だったものですから、モデル事業の結果を踏まえて、市町村の相談窓口への支援ということが書かれておったんですが、これは22年度は2年目に入りまして実施段階に入っておりますので、この都道府県のヒアリングですとかアンケート調査の結果を踏まえて、経験豊富な相談員を訪問させて、現地の相談員に指導・助言を行うということを計画上、挙げさせていただいた上で、現地の相談員に対する助言・指導の状況というのを指標にとらせていただいております。

資料2については、以上でございます。

実はここで、参考資料をご覧いただきたいと思うんですが、当初、事務局のほうから資料説明の中で、参考1というのをご紹介させていただきました。これは昨年末、政府の政策評価・独立行政法人評価委員会から各府省の独立行政法人評価委員会に対しまして、この業務の実績に関する評価の結果等についての意見についてということで、こういうことを特にやってくださいというものが盛り込まれております。

その中で8ページ目をご覧いただきたいと思います。これは内閣府の独立行政法人評価委員会に対していただいた指摘の中で、特にこの国民生活センターについて特記をされている項目がある部分でございます。1つは利用率が50%を下回る宿泊施設、教育研修施設ということで、この1つの対象として、国民生活センターの相模原事務所が挙げられております。

それから、東京都内に所在する法人の支所として設置されている事務所、施設、これを廃止・合理化しているという方向の中で、国民生活センターの東京事務所というのが挙げられております。

この表1-1、表1-2の下のほうに、これらの資産等についてはということで、見直しの基本方針において、廃止、国庫納付、あるいは共用化等、またはそれに向けた検討の必要性について個別具体の指摘がなされたところであると。こういったことをきちっと進めましょうということが記述されております。

それから少し飛んでいただいて、19ページ目をご覧いただきたいと思います。ここでは、少し細かな話で2点ほどご指摘をいただいております。この国民生活センターについては、先ほど評価表の中でご紹介させていただいた、早期警戒指標、これについて有効性ですとか、情報提供の効果についても評価を行うべきであるといったような意見。それからもう一つ、P I O - N E Tに関連して、今までも情報提供——特にマスメディアなどへの記者

説明会の開催に関してですとか、情報提供の件数という数を指標にとらえて評価を行っていたんですが、今後の評価に当たってはということで、情報収集の分析、取りまとめ、公表といった情報提供に至る各プロセスが適切に行われているかということも評価を行うべきであるという、内容面でのご指摘をいただいております。このことをご参考にご紹介させていただいた上で、今回の議題でございます資料3、総合的評価表というのをご説明させていただきたいと思っております。

この評価表も、基本的には先ほどご紹介させていただきましたように、変更点のみ赤字で記してございます。ここでは、中期計画などで記載されている計画事項の大項目を大きくくりにとらえて、各項目の頭出しというか、評価項目の設定というのを行っております。その上で、先ほどご紹介させていただきました評価基準、この中では各項目別の評価に加えて、その他の項目も勘案して総合評価をするということになっておりまして、Ⅰが各項目別の評価に相当する評価項目事項でございますけれども、Ⅱ以降に、総合評価として、ある意味横ぐし的にごらんいただく事項というのが並べられております。最後にⅣというのがありまして、評価委員会等というカラムが設けられております。政独委や整理合理化計画を含めて、こうした外部の委員会などから指摘を受けた事項についてもその対応状況を評価するということに整理されております。

なので、今ほどご紹介させていただきました参考1の中で、国民生活センターについては、具体的にご指摘がある部分はありますけれども、この内容については、基本的にはこの項目別の評価表の中では反映させずに、この資料3でお配りしております総合評価表の中で、この最後のⅣの中で個別具体にご検討いただいて、最終的な評価に反映させていただくという形で今回は対応させていただければというふうに思っております。

少し走った説明で恐縮ですけれども、私からの説明は以上でございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。項目別評価表につきましては、前年度から変更のある部分を中心にご説明いただきました。それから、総合評価表との関係では政独委からの指摘事項への今回の作業の対応の仕方について、原案のお考えをご説明いただいたと思っております。

そこで、ただいまのご説明を踏まえまして、項目別評価表につきましても総合評価表につきましても、ご意見、ご質問等がありましたら、お出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

政独委からの指摘については、私もちょっと気になっていて、こちらの項目別評価表では特に対応がなかったんですけれども、今のご説明を聞いて、よくわかりました。ただ、どうなんですか、作業的には、こちらの項目別評価表のほうで例えばP I O－N E Tの情報提供の即時性とか、ちゃんときちっと報告書その都度タイムリーに出しているかを評価するというやり方もあるかとは思いますが、こだわりませんけれども。

それから施設関係についても、政独委のご指摘があるわけですが、これは従来の項目別

評価表でも対応項目はありますよね、東京事務所の話とか。研修施設はなかったかな。あれは事業仕分けで突然出てきた話で。しかし、東京事務所は前からの課題で、項目別評価表でどこか対応項目がありませんでしたか。

○石田課長補佐 資料2の1ページのところに、東京事務所のことにつきましては書いてあります。(5)の2つ目の黒ボツのところでございます。

○山本分科会長 ここですね。こういう記述に従来からなっていて、これは黒になっておることからわかりますように、従来の記述をこのまま維持しているわけですね。この点に関する政独委のご指摘は、ちょっと大きな話でもあり、背景もありますので、それは総合評価表で対応すると。

これに対して、早期警戒指標の話と、それからP I O - N E Tの話があって、早期警戒指標の話は、有効性、効果についても評価したらどうかということです。これは指摘するのは簡単ですし、前から言われていることです。政独委に対して私が申し上げたいのは、じゃ、どうやって効果を示しますかと、しかもコストもかけないです。それを政独委でお示しいただくなり、政独委でやってくださいと。そうすれば、我々はそれを踏まえてやりますよというふうに申し上げたいんですけども、しかし、せっかくのご指摘ですので、ちょっと難しいけれども、この項目別評価表に記載すると必ずやるみたいなことになるので、それは総合評価で対応すべく努力する。

あとは、P I O - N E Tのタイムリー性についての指摘ですね。そこを原案のような対応でもいいし、項目別評価表で対応するというのも、両方あり得るとは思います。これは私の感想です。

ほかにご意見、ご指摘ございますか。

○伊集院分科会長代理 今のお話を伺いましたので、いわゆる政独委からのご指摘に対する、それをどういうふうに項目別評価表に反映するかという点なんですが、総合評価表のところに1項目を設けられたので、ここでまとめて書けばいいということになるのかどうかということが、実は、ちょっと私自身、それはそれで一つの案なんですが、例えばP I O - N E Tのところで、年間50件以上の情報提供を行うというようなところがございませぬ。

それに対して、評価基準として50件以上とか45件以上とか、相変わらずこの基準が設けられているわけなんですけど、これだけでまた実施をしたときに、書きぶりにもよるものだろうと思いますが、やはり単なる数の問題だけではなくて、やはりその効果を注視し検証するみたいなことを、ちょっとつけ加えて、ただ50件以上出したか出さないかということだけではない部分も、独法のほうの方がそれを意識していただくほうが、かえっていいんじゃないかと私は思うんですね。

ですから、数だけのことの評価ではなかなか変わらないんじゃないかというふうに私は思うんですね。やっぱりその一文などつけ加えさせていただいたほうが、私どもが評価するときにはしやすいかなと。そうしますと、書いてくださる内容も、それに沿ったものがつ

け加えていただけるのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。確認ですが、P I O－N E Tのところ政独委から指摘されているのは効果ではありません。これはタイムリー性というか適時性の話です。効果、有効性は早期警戒指標のほうで指摘されているということです。したがって、今の伊集院委員のお話は、むしろ当分科会として独自にP I O－N E Tでこういう情報公開をしたから、だからこれだけ何億被害が減りましたとか、そういうことを書くというのは大変すばらしいことですが、ただ、それはなかなか、どうやってはかりますかということになります。

何十年も言われているんだけれども、なかなかそういう形での検証が難しい分野なのですね。つまり、ある社会実験をしてP I O－N E T情報の提供を一切やめると、1年間、それでこれだけ被害が生じて、次年度はまたP I O－N E T情報の提供を再開する。だけど、どういう悪質商法がはびこるかわかりませんから、そもそも社会実験ができない分野なんですね。それで効果、有効性ということが無理ない形で評価の中に入れるのは、望ましいけれども、なかなか難しいという話があって、その部分はこの項目別評価表に指標として書き込みますと、必ず我々はやらなきゃいけないし、法人もそれを出さなきゃいけないとなる。それはちょっといきなりするのは難しいのではないかということで、夏にそういう材料があれば、総合別評価表で評価するというのが原案なのかと、私は理解していたんですが、どうですか。

○伊集院分科会長代理 その点については、もちろんそういうことだろうと私は思います。結果としては。

ただ、私が申し上げている効果というのは、結果的にはそうなんです、いわゆる記者説明会などで50件だけ出しました、50件以上出しましたという数の問題ではなくて、それを毎年そうなんです。お聞きするのは私たち、いつも聞くんですが、じゃ、それを新聞社なり雑誌なり、テレビ局がそれをどれだけ取り上げたのか、そういう意味合いの効果なんですね。それはわざわざいつも聞かないとご説明いただけなくて、2段階手法になっておりますので、それもあわせて、どのぐらい取り上げていただいた、そしてそれを周知する効果があったかと、そういう意味合いで申し上げていることなんです。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

どうぞ、法人側から。

○山形理事 今のご指摘の件なんです、私ども、評価のほかに、参考資料ということで、こういう相当分厚い資料をおつけしていると思うんですが、あの中に、一応今ご指摘のあった報道機関でどれぐらい取り上げられたかというデータとしてはお渡ししています。今のご指摘ですと、そのものの数とか何かを評価の中に私どもが自己評価として、これだけ取り上げられたということを盛り込めばいいのではないかというご指摘でしょうか。

○伊集院分科会長代理 そうですね。まずはそれをしていただくということと、それとそれによる反響みたいなもの、取材とか、そういうようなこととか、いろいろ結果発表した

ことによって、広がっていく効果、周知効果というようなことがもしわかるならば書き添えていただくというような、そういう意味合いです。

○山本分科会長 今、議題になっている点につきまして、ほかの委員の皆様、何かお考えがありましたら、ご意見をお出しいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

今、問題になっているのは早期警戒指標とP I O－N E T情報の提供です。もう一回確認しますと、政独委からはP I O－N E T情報の提供については適時性の問題、早期警戒指標については有効性及び効果についても評価したらよろしいのではないかというご提起がございます。その上で、それに対処する我が方の考え方としては、総合評価表の項目で全部落とし込むというのと、項目によってはこちらの項目別評価表のところで細かい話に対応するというお話と、それから今の伊集院委員の提起は、むしろ、P I O－N E Tの情報提供についても適時性だけではなくて、今言ったようなマスコミへの取り上げられ方とか項目別評価表に加えるべきだと、3つぐらいのお考えが出ているかと思いますが、それを踏まえて、さらにご意見をいただければというふうに思います。

どうぞ。

○伊集院分科会長代理 今のまとめ方でちょっと申し上げるのは、P I O－N E Tのこの項目のところに上げていただきたいということであって、項目別評価表にすべてご指摘をいただいたものを全部載せるということではなくて、ここにはその部分が、申し上げたようなその効果の注視と検証という部分で入れてはいかがかという、この部分に申し上げているだけのことです。

○山本分科会長 これは総合評価表のほうでということですか。

○伊集院分科会長代理 いえ、そうじゃなくて、項目。項目別評価の、このP I O－N E Tのところ、その部分を入れられたらどうかということです。

○山本分科会長 ですから、私が申し上げたように、ここは適時性ということだけではなく、効果——マスコミへの取り上げられ方という意味において、効果も指標に含めるべきだという、そういうご提案ということですよ。ですから、3つぐらいの考え方があると、最初に申し上げたことになるのではないかと思いますけれども。

○大河内委員 この中に文章を入れて、その数も入れるということですよ。

○伊集院分科会長代理 そうですね。ですから、全体的に一つ一つ入れていくということではなくて、この部分のところに、ご理解いただいたように、文章をちょっと一言入れてほしいと、どうでしょうかということですね。

○山本分科会長 項目別評価表に盛り込むことに、どのところにどういう文言を盛り込むかという話は、もしそれが総意であればさらに検討いたしますが、とりあえず大きく分けて、全部、総合別評価表で対処したらいいかという事務局原案。それから私は別にこだわりませんが、P I O－N E Tの適時性の評価という考えもありうるかなと思います。これに対して、有効性、効果ということで、政独委が何を理解しておられるか。

恐らく、政独委の書きぶりだと、明らかに被害の予防、被害の拡大防止にどれだけつながったかということでありますので、マスコミに取り上げられたかと、それだけではないだろうと、私は文言から理解しますけれども、それをここに書くというのはちょっときついただろうと。だから、それは、無理ない形で総合評価表に盛り込めれば対応すると、それが私の一つの考え方。

それに対して、伊集院委員のお考えは、この項目別評価表のP I O-N E Tのところは適時性のみではなく、有効性、効果、マスメディアへのプレゼンスという意味において、そういった項目も盛り込むべきであると。具体のどこの項目にどういう文言で盛り込むかは、さらに、それがエンドースされれば、さらに検討いたしますけれども、3つぐらいの意見がでていないかと思えます。

それでさらにほかの委員のご意見を伺いたいということでもあります。いかがでしょうか。
○大河内委員 先ほどセンターの理事さんがおっしゃっていたみたいに、資料としては今までも出ていましたよね、参考資料に。ですから、調べていらして、載った数も大体は把握していらっしゃるの、センターがそういうお仕事をされているということが、どこかに表に出てくるような評価表になったほうがいいのではないかというようなことですよ。

何かでも、どこにどんな感じで入れるといいのかというのが、ちょっと。

○山本分科会長 先ほどセンターのほうからご説明のあった厚い資料、あれは、マスメディアにこれだけ取り上げられていますという説明は、従来の項目だと、どこの項目の説明資料として添付されておりましたか。

○山形理事 あれは各事業部署がやったことの参考資料としてつけているんですけども、私も急ではっきりしないですけども、これもやっぱり情報提供、国民に対する情報提供に関する資料の一つとして発表して、それがこれだけ取り上げられましたというバックデータとしておつけしていたという位置づけです。

○大河内委員 P I O-N E Tだけじゃないですよ。

○山形理事 もちろん、商品テストですとか、全部含めてですけども。

○大河内委員 だから難しいのかな。

○山本分科会長 それこそ総合評価表じゃないですか、いろいろな項目に、いろいろな情報提供があるのを総合的に評価する。しかも個別の、項目別評価表だと漏れる要素が出てくる。試験の採点でも、一個一個の論点をつぶす以外に、全体として総合評価点というのはつきますので、そんな感じで総合評価表で情報提供全体、情報提供施策全体の評価の中で、マスメディアでどれだけ国民生活センターの情報提供が取り上げられているかを評価するということではいかがですか。

それも、今のお話だと、商品テストとか、あらゆる項目について関係するというです。

○伊集院分科会長代理 ですので、それは基本的にはそういうことに、結果として総合評価表の中に政独委からのご指摘をどのように実施できたのかどうかという評価をまとめて

書くという欄もできているわけですから、それはそれでいいと思います。

ただ、例年のごとく数字の上だけで、AだのBだのという評価にならないように、今のような一つ、記者発表したことによる効果的なことも含めて、書きぶりを工夫していただければ、それで評価できるかなというふうには思います。

○山本分科会長 それでは、ただいま伊集院委員の指摘もございますので、総合評価表のⅡの(2)の国民への情報提供の強化に関する事項、これは明示的に①で報道機関等を通じた情報提供というのがございますが、それ以外の国民生活センターのホームページとか、出版物、その他の情報提供が、さらに二次的にマスメディアでどういうふうに取り上げられているかというようなことも含めて、総合的に評価すると、そういう取り扱いでよろしいですか。

その上でまた、政独委からは特に具体的に指摘されている事項もございますので、それはⅣの総合評価表のところの指摘事項に対する対応状況ということで、さらに記述することもあると、こういう取りまとめになるかと思いますが、よろしいでしょうか。

そして、私がかえって余計なことを言ってあれですが、P I O - N E T 情報提供の適時性の問題についても、事務局原案のとおり、総合評価表マターとして今年度はまとめて対処する。これだけをさらに、項目別というのも、今のお話を全体として伺いますと、かえって煩雑になる感じもいたしますので、いろいろご意見をいただきましたけれども、一応今年度の作業の項目別評価表と総合評価表につきましては、最終的には原案どおりとする。しかし、いろいろな貴重な意見もございましたので、そういうことを皆さん、夏の時にもう一回思い出していただいて、それを参考に評価の作業に当たっていただくということで、いかがでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、ただいまご審議いただきました平成22事業年度業務実績項目別評価表(案)及び総合評価表(案)につきましては、いずれも(案)を取りまして、原案どおり分科会決定とさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

続きまして、議題3でございます。役員退職金に係る業績勘案率についてでございます。平成22年11月30日付で、前理事が退職されたことに伴いまして、その退職手当に係る業績勘案率につきまして、国民生活センターから算定の依頼を受けております。役員退職金に係る業績勘案率につきましては、参考資料2の内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についてという文書がございまして、これは評価委員会の決定でございます。

その文書におきまして、各独立行政法人の年度評価を実施している各分科会において審議、決定するとされております。そこで当分科会において審議し、決定したいと思っております。

それでは、業績勘案率の案につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○林課長 それでは説明させていただきます。資料4に、まず国民生活センターから内閣府の独立行政法人評価委員会に対しまして、ご提出させていただきましたこの昨年(2020年)の11月に退職されました理事の業績勘案率の算定依頼の文書がつけてございます。

2枚目以降に、業績勘案率の案がございます。少し逆からさかのぼるような形で、まずは全体の考え方をご説明させていただきたいと思っておりますけれども、年度途中での退職でしたので、各年度ごとにこの業績勘案率については算定をさせていただいた上で、平均的な業績勘案率というのを、在職月数で割り戻すといったような考え方になっておりまして、1枚めくっていただきますと、別紙というのがございます。平成19年度から平成22年度までの各年度の業績勘案率というのを出示させていただいて、それを在職月数を割ったものがここで1.0というふうに示されておるわけですが、実は最終年度の平成22年度は11月まで出したので、この年度の、当該年度の業績勘案率についてというのは実は確定しておらないので、参考にとして、今ほど分科会長からご紹介いただいた直近の事業年度の年度評価というのを勘案して算定させていただくというのが基本的な考え方になっておりますので、21年度、これは1.0だったわけですがけれども、それを参考にさせていただきながら、22年度についても1.0と置かせていただいて、42月という在職月数で割り戻したものが、最終的には1.0ということになっております。

その後、今ご説明させていただいたお話しですがけれども、22年度の業績勘案率の基準値というのが何なのかということについて、先ほど申し上げましたように、直近の事業年度を勘案して、その実績をもとに決めるということになっておりますので、こちら1.0というのを、これを決めさせていただくことを背景として、先ほど申し上げましたようなトータルの業績勘案率というのを決めさせていただくということになっております。

その後、これはまた少し逆にさかのぼるような形になりますけれども、退職された理事の各年度の評価結果というのが、19年度から22年度まで、22年度のみ仮ということですがけれども、項目ごとの評価を示したものがございます。A評価ということで、それぞれの年度の各項目ごとの評価もその後につけさせていただいております。これがいわゆるバックデータになるものでございまして、担当の業務分野につきましては、Aという項目がすべて並んだ形になっております。

それを文書でもって、どういった実績を上げられたのかということを書いた紙が、その後3枚ほどつけさせていただいております。理事の主たる担当業務については、広報関係、それから研修関係、それからちょうど国民生活センターが創立40周年に当たりましたので、こういった40年史の編纂ですとか地方支援とかいった分野をご担当いただきまして、先ほど簡単に触れさせていただきましたような各年度ごとの実績を上げていただいたということになっております。

結果的に、2枚目の紙に戻りますけれども、事務局案といたしましては、先ほどもご覧いただきましたように各年度とも、また各年度のすべての項目についての総合評価、A評価ということできておりますので、業績勘案率については1.0ということで、原案については提示させていただきました。よろしくお願いをいたします。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明について、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしくお願いたします。

特によろしいでしょうか。

まだ22年度はこれからやるんですけれども、今までの実績から見て、大体それと大きくことなるパフォーマンスではないであろうという前提のもとで仮に評価するというのが、従来からの手続になっております。それによりますと、これはもう堂々たる1.0ということしかないと思うんですが。

それでは、この前理事の役員退職金に係る業績勘案率につきましては、原案のとおり分科会決定とさせていただきます。

以上で本日の議題については、一応、その他というのがあるんですが、これを除いて終了いたしました。あと、最後に事務局からその他があるかどうか、それから今後の予定等につきまして、ご説明をお願いします。

○林課長 特にご議論いただくという意味でご用意させているものではございません。今後の開催予定につきましては、毎年度の流れと同様ですけれども、まず、8月17日に内閣府の独立行政法人評価委員会が予定されておりまして、ここで、各分科会から業務実績評価の報告を受けた上で決定していくという流れがございますので、それを前提に、私どもの今後の国民生活センター分科会の、これを踏まえた動きとして、7月ごろに22年度の業務実績のヒアリングを行っていただいた上で、8月初めごろには22年度の業務実績評価というのを行っていただいて、分科会の案というものを固めていただくということが大事なかなと思っております、大まかな流れですけれども、このような形にさせていただきました。

ちょっと実は、今日あたりのマスコミ報道でも、国会が大幅延長みたいな動きもあったりして、予算編成、それから国会の動きというのがちょっとわからないところがございすけれども、今は基本的に例年どおり8月末の概算要求が行われる前提で、こういった流れで置かせていただいております。

以上でございます。

○山本分科会長 それでは、そのような予定で、また日程調整をお願いすることになると思いますが、よろしくご対応いただければと思います。

それでは、ほかに委員の皆様からこの機会にご発言等ございますでしょうか。沼尾委員もよろしいですか。何か、何でもこれはおかしいとか、わからない、ご質問等ありましたら、何でも出していただければと思いますので、今後ともよろしくお願いたします。

それでは特にございませんようでしたら、以上で本日予定された議題はすべて終了いたしましたので、これで国民生活センター分科会を閉じさせていただきます。どうもご審議ありがとうございました。

午後2時52分 閉会